

第 2 8 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 開 会

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成28年11月10日(木)午前9時30分 米沢市農業委員会第28回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(16名)

1番	吉田健二	委員	7番	中根友裕	委員	13番	菅野英一郎	委員
2番	大橋久芳	委員	8番	高橋信夫	委員	14番	安部輝雄	委員
3番	佐藤健一	委員	9番	鈴木孝一	委員	15番	伊藤精司	委員
4番	高橋祐弘	委員	10番	佐久間英之	委員	18番	石川正義	委員
5番	二宮啓一	委員	11番	上村貞義	委員			
6番	長谷部秀昭	委員	12番	中村圭介	委員			

欠席通告委員(2名)

16番 高橋秀治 委員  
17番 大野澤進 委員

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	岩倉 司
農地主査	戸田 美恵子
主査	水谷 春栄
主査	佐藤 秀洋
主事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。

少し時間前ですが、部会のほうを進めさせていただきます。

周りの景色も、山々も白く色づいてきたというようなことで、大変寒くなってきました。先ほど中根委員にお伺いしたところ、ふじの収穫作業がまだこれからというようなことで、外作業等まだ残っております。体調管理には十分気をつけていただきながら、作業のほうを進めていただきたいと思います。

では、早速部会のほうを進めていきます。

ただいまより第28回農地部会を開催いたします。

初めに、農業委員憲章の唱和をお願いします。発声は9番鈴木孝一委員にお願いいたします。

(唱和)

本日、16番高橋秀治委員、17番大野澤委員が欠席ということで、出席委員は18名中16名であり、去る11月8日に通知しました第28回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には8番高橋信夫委員、9番鈴木孝一委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

議案の訂正等はございませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いいたします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明したので報告します。

受理番号32号から36号を除く40号までの計8件でございます。田2筆 36.15㎡、畑12筆 1,498㎡、合計14筆 1,534.15㎡でございます。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から公道への転用です。転用年月日は昭和47年11月1日です。申請理由は、昭和47年11月1日から公衆用道路として使用し、現在に至るためです。

受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和36年ごろです。申請理由は、549-1は住宅地として使用し、825、826は宅地敷地内にあるため、宅地として利用してきたためです。

受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろ住宅を改築し、宅地となっているためです。

受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成4年4月ごろです。申請理由は、雑木で原野化しているため。また、平成4年に住宅を建設して以来通路として使用しているためです。

受理番号37号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は20年以上前です。申請理由は、果樹直売所として20年以上経過しているためです。

受理番号38号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和44年4月です。申請理由は、住宅及び物置が昭和44年4月に新築され、以来当該住宅敷地として利用されているためです。

受理番号39号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から公道への転用です。転用年月日は昭和50年ごろです。申請理由は、昭和50年ごろから近隣住民が道路として利用しているためです。

受理番号40号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和54年8月9日です。申請理由は、昭和54年8月9日付指令東置地第647号で農地転用許可を得ているためです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議 長

(挙手)

水谷主査。

水谷主査

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号46号から53号までの計8件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田のみ40筆 90, 175. 00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ所有権移転するためです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は体力不良で農地中間管理事業へ申請するためです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は転出するためです。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買するためです。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買するためです。

受理番号51号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買のためです。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買のためです。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は転用のためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号83号から88号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

水谷主査

(挙手)

議長

水谷主査。

水谷主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を委員会に付議いたします。

受理番号83号から88号までの計6件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田30筆 22,080.91㎡、畑43筆 15,369.46㎡、合計73筆 37,450.37㎡です。

受理番号83号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号84号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号85号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号86号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借（再設定）です。

受理番号87号 渡人 ○○○○ 相続財産管理人 弁護士 △△△△、受人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号88号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしく願います。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。では、83号。

9 番

(鈴木孝一委員 挙手)

議 長

鈴木孝一委員。

9 番

83号と88号につきまして報告させていただきますが、担当委員は遠藤委員でございます。

83号につきましては、高島町の方ではございますが、米沢市の△△地区に農地があるということでの扱いでございます。○○○○さんが高齢になったので、△△△△さんに田んぼの作付を委託したという内容で、何ら異常がないということでの遠藤伊一委員の調査報告でございました。

88号につきましては、○○○○さんの圃場の周りが牧草地ということで、転作地になっている関係から、連担化を目指して△△△△のほうで牧草の作

付地を増すということでもありますので、何ら支障はないという遠藤伊一委員の報告でございました。

以上でございます。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

では、84号。

(大橋久芳委員 挙手)

大橋委員。

2番大橋です。

84号は佐藤利夫委員の案件でございますが、調査内容聞いてますので、ご報告申し上げます。

〇〇さんは親子間での経営移譲年金受給のための再設定ですので、特に問題ないということでしたので、よろしく願いいたします。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

では、85号。

(中根友裕委員 挙手)

中根委員。

7番中根です。

85号をご説明いたします。

貸人の〇〇〇〇さん、借人の△△△△さんは親子関係でございまして、本人から確認したところ一部耕作しておりまして、経営移譲年金受給のための再設定です。ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

86号。

(伊藤精司委員 挙手)

伊藤委員。

86号を説明させていただきます。

大野澤委員の案件でございます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係ということで、年金受給のためということで再設定でありますので、問題ないと思われまので、よろしく願いします。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

では、87号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

この案件については、高橋秀治委員の担当でありますけれども、農事相談の折、高橋秀治委員からお話をお伺いしました。場所については、△△のバラ栽培の跡地でありまして、施設の残材が若干残っている場所であります。このたび、財産管理人のほうから〇〇〇〇さんに処分するというので、周囲の方も了承されているということで、特に問題ないという形でありました。〇〇〇〇さんについては元々土建業もやっておられたということで、コンクリート残片、そういうものの残材についても全部撤去して、田んぼとして利用するというようなお話でありますので、特に問題ないということでもあります。



議 長            それでは、受理番号 83 号から 88 号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員            なし。

議 長            ないので、受理番号 83 号から 88 号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員            異議なし。

議 長            異議がないので、受理番号 83 号から 88 号までについて、許可することに決定いたしました。

                    次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事            (挙手)

議 長            渡部主事。

渡部主事            議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 4 条第 1 項の規定による自己所有農地の転用申請について、受理番号 5 号の 1 件でございます。畑のみ 1 筆 247㎡、よって合計も同一でございます。

                    受理番号 5 号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は賃貸アパート（1 棟 4 世帯）の建設のためです。こちらは第 3 種農地で、都市計画法の用途地域です。

                    以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長            この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

                    それでは、受理番号 5 号を上程いたします。

8 番            (高橋信夫委員 挙手)

議 長            高橋信夫委員。

8 番            8 番高橋です。

                    5 号を説明いたします。

                    場所は、○○○○地内にあります。11月4日に代理人の行政書士、△△さんに電話で確認をとっております。この土地に、申請人の○○○○さんが賃貸アパートを建設するという事です。現地確認の結果、事前着工等はありませんでした。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長            ただいまの受理番号 5 号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員            なし。

議 長            ないので、受理番号 5 号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員            異議なし。

議 長            異議がないので、受理番号 5 号について許可することに決定いたしました。

                    次に、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事            (挙手)

議 長            渡部主事。

渡部主事

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号32号から38号までの計7件でございます。田4筆 801㎡、畑6筆 1,992㎡、合計10筆 2,793㎡でございます。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住宅展示場（1棟）の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（2区画）の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場（16台）の造成のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号35号 渡人 ○○○○、△△△△、受人 ○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、○○○○、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、集落接続です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第2種農地で、中山間地域の小集団の農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号32号から38号を上程いたします。

では、32号。

8 番  
議 長  
8 番

（高橋信夫委員 挙手）

高橋委員。

8番高橋です。

32号、34号についてご説明申し上げます。

両案件とも角屋委員の案件であります。農事相談の折、お話を伺っております。

まず32号ですが、場所は米沢市○○地内にあります。角屋委員が代理人の行政書士、△△さんに電話で確認をとっております。受人の○○○○が△△さんからこの土地を買い求め、住宅展示場として利用するという事です。

現地確認の結果、事前着工等はなかったということです。問題ないと思われます。

続きまして、34号ですが、こちらは米沢市〇〇地内、〇〇〇〇の西隣に位置しております。この土地は、代理人の行政書士、△△さんから角屋さんが電話で確認をとっております。現在会社で借りている駐車場が手狭になったため、申請地を借り、会社の駐車場として利用したいということです。11月4日に現地確認の結果、事前着工等はなかったということです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長  
1 1 番  
議 長  
1 1 番

では、33号。

(上村貞義委員 挙手)

上村委員。

33号、35号、36号を説明いたします。

3件とも調査担当は寒河江一紀委員であります。農事相談の折、報告がありました。

33号、申請人への聞き取りや現地調査等を行った結果、問題なしという報告でした。

35号も、申請人の代理人である行政書士の方に聞き取りを行った結果、問題ありません。現地調査の結果も問題なしということでした。

36号も、聞き取り、現地調査の結果、問題ないという報告でありました。よろしく申し上げます。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

では、37号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

37号についてご説明申し上げます。

地図を見ていただくとわかるとおり、〇〇、国道から入って〇〇に通ずる道路の脇であります。田んぼとして現在あるわけでありまして、田んぼについては未整備で、現況が農振には入っていないくて、非農地の1種農地であります。今回、〇〇さんから話をお伺いしておりまして、△△さんは〇〇さんのアパートに入っておられて、今回自宅を建てたいということでの話であります。△△さんも、今現在農業を縮小している状況だそうであります。この場所については、未整備の田んぼ、北側が全て田んぼであります。道路沿いについては非農地、奥のほうは農振地域という状況になっております。道路脇は虫食い状態に転用されますと、当然後ろのほうの農地がなかなか出入りができなくなるような場所でありますので、なおその辺考慮しながら、審議をお願いしたいと思います。

議 長  
4 番  
議 長

審議をお願いしたいということですが、先に38号。

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4 番

4番高橋です。

受理番号38号についてご説明申し上げます。

地図をごらんになってください。〇〇〇〇地区ということで、ちょうど左側に〇〇がありまして、〇〇の道路から入っていったところの集落地の農地でございます。1月4日に代理人の△△さんにお電話で確認いたしました。〇〇さんが今まで借家住まいということで、新築を考えているということで、申請地は職場にも近く、学校にも近いことから住宅を建てたいということで、△△△△さんのほうから求めて、住宅を建設するということで、その日に現場を確認してきましたが、そこは畑になっておりますが、現在休耕ということ、草を刈って管理されているということでございました。事前着工等もないので、問題はないと思われまますので、よろしく審議をお願いいたします。

議 長

ただいま37号について再審議をしてほしいということでしたが、佐藤委員の話では、手前の土地に住宅等を建設されると奥の農地への出入りが難しいのではないかと、将来ともども、そういうふうな意見でしたが、その点。

3 番

(佐藤健一委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

3 番

37号については、先ほどお話ししましたとおり北側が全て未整備の農地でありまして、現在は一部耕作、大半が調整というか、転作地になってございました。特に田んぼとして利用する上では水利が大分大変な現況がありまして、休耕田が多いような実態の場所であります。市自体で、優良農地という観点から未整備の場所でなかなか耕作しづらい場所を将来どういうふうな考えを持っているか、それも確認をしながらというか、将来的に基盤整備をして、農地として確保していくという市の考えがあれば、道路沿いが虫食い状態に転用されると出入りができないわけでありまますから、あとこの場所自体、この地図の左側については△△の土地になっております。△△のほうは大半が個人で田んぼを大きくして耕作をされているというような状況で、ちょうど〇〇〇〇の西側については今回米平で基盤整備事業に着工されているわけでありまますけれども、東側のほうがそういうような、将来的に考えがあるとすればそれも考慮しながら取り扱いをする必要があるのではないかと、いうふうに私自身思っておりますので、なおよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

今、佐藤委員から説明がありましたが、部会を協議会に変えてから話を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

協 議 会

議 長

ただいまの受理番号32号から37号を除く38号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長 ないので、受理番号32号から37号を除く38号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号32号から37号を除く38号について許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から7号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から7号までの計7件でございます。内訳は、相対による所有権移転売買3件、新規の賃貸借権設定1件、再設定3件でございます。筆数、地積につきましては、田のみ32筆 69, 720㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による所有権移転売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議 長 佐藤主査。

佐藤主査 議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

本件は、さきの農地法第3条及び集積計画によるものでございます。

受理番号1号から2号まで計2件でございまして、この筆数、地積につきましては田のみ11筆 25, 124㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申し出の理由は期間借地の賃借権設定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、これで第28回農地部会を閉会いたします。

閉 会 午前10時35分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年11月10日（木）

米沢市農業委員会

農地部会長

.....

議事録署名委員

.....

議事録署名委員

.....